

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社北洋銀行		コード	8524
提出日	2023/6/9	異動(予定)日	2023/6/27	
独立役員届出書の提出理由	2023年6月27日開催予定の定時株主総会において社外役員の選任議案を付議するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	西田 直樹	社外取締役	○												○					有
2	谷口 雅子	社外取締役	○												○					有
3	神戸 俊昭	社外取締役	○												○				新任	有
4	田原 咲世	社外取締役	○												○				新任	有
5	窪田 毅	社外監査役	○												○					有
6	和田 健夫	社外監査役	○												○					有
7	石井 吉春	社外監査役	○												○	○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	・金融庁で協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などを歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。経済環境の変化が激しさを増す中、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において当行の将来像についての議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 ・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
2	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。 ・同氏が現在代表社員を務める監査法人銀河と当行の間に一般的な営業取引がありますが、監査法人銀河は後掲の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。	・公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務・会計に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引続き取締役会等において財務リスクや企業会計の観点からの経営への積極的な提言や、健全性確保に向けた議論、経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 ・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。 ・同氏が現在代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所と当行の間に一般的な営業取引がありますが、後掲の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。	・弁護士として第一線で活躍しており、法務に関し豊富な経験と専門的知見を有しております。当行はコンプライアンス経営を最優先に取り組んでおり、取締役会等において法務リスク、コンプライアンスに加え企業法務実務を通じた経営への積極的な提言や建設的な議論、経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 ・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
4	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。	・社会保険労務士の業務に長年従事しており、企業の労働環境や人事制度に関する専門的知見を有しております。当行は人的資本経営に取り組んでおり、その豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において人材育成やダイバーシティへの取組みにおける積極的な提言や人材戦略の議論を通じ、経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 ・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
5	・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。 ・同氏が2019年5月26日まで副知事を務めていた北海道庁の指定金融機関に当行が指定されており、預金や貸出金等の取引があります。しかしながら、北海道庁は、後掲の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。なお、地方公共団体は、トップである知事や市町村長が民意によって選ばれ、かつその行政事務は住民から選ばれた議会の監視下に置かれることから、合理的な理由なく当行に対して影響力を行使することはできないため、当行と取引関係があっても一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、当行は独立性判断基準において、地方公共団体を「主要な取引先」から除いております。	・北海道庁で総合政策部知事室長、総合政策部長などを歴任した後、副知事を務め、2019年6月から当行監査役を務めております。常勤の社外監査役として、行政での豊富な経験と高い知見を活かし、客観的視点に立った実効性の高い監査の遂行により、引続き経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。 ・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

6	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。</p>	<p>・小樽商科大学において長年経済法を専門とする教授を務め、総務・財務担当副学長などの要職を歴任したのち、2020年3月まで同大学の学長を務めました。学識経験者としての専門的知見と財務および大学経営に携わった経験を活かし、客観的・中立的な監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。</p> <p>・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>
7	<p>・同氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略します。</p> <p>・同氏が現在代表取締役会長を務める株式会社苫東の社外取締役および社外監査役に当行職員2名が就任しており、同社と当行の間には一般的な営業取引がありますが、株式会社苫東は後掲の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」等には該当せず、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。</p>	<p>・株式会社日本政策投資銀行において地域政策研究センター副所長や四国支店長などの要職を歴任したのち、北海道大学公共政策大学院教授、同大学院院長を務め、現在株式会社苫東の代表取締役会長を務めております。金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的・中立的な監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。</p> <p>・なお、後掲の当行独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されるため、独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

<p><独立性判断基準></p> <p>当行では、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在又は過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、又はその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、又は使用人をいう。以下同じ） 2. 当行の主要な取引先（※1）、又はその業務執行者 3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） 4. 当行の主要株主（※3）、又はその業務執行者 5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、又はその業務執行者 6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5） <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1～5に該当する者 (2) 当行又はその子会社の業務執行者 (3) 当行又はその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。） <p>※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益又は取引先の連結売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。） b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達に困難であると考えられる先 <p>※2. 「多額」の定義 過去3年平均で、年間10百万円以上</p> <p>※3. 「主要株主」の定義 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主</p> <p>※4. 「重要」である者の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の役員・部長クラスの者 ・上記3の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者 <p>※5. 「近親者」の定義 配偶者又は二親等以内の親族</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。